

昭和 50 年 2 月 28 日

消防審議会会长

伊能 芳雄 殿

消防庁長官

佐々木 喜久治

消防当面の問題として、次のとおり諮問する。

記

「消防力の基準」調査研究会の報告に基づき「消防力の基準」を改正することについて意見を示されたい。

昭和50年2月28日付諮問のあった「消防力の基準」の改正について、別紙のとおり答申する。

昭和50年3月19日

消防審議会会长

伊能芳雄

消防庁長官

佐々木喜久治殿

別紙

「消防力の基準」の改正に関する答申

本審議会は、消防庁長官の諮問に応じ、消防力の基準調査研究会の報告に基づき「消防力の基準」を改正することについて慎重審議してきたところ、同報告に示された改正方針に基づき「消防力の基準」を改正することは、社会情勢の変化に対応しうる近代的な消防力の整備を推進する上で適切なものであるとの結論に達したのでここに答申する。

よって、消防庁においては、上記の意見に基づきすみやかに「消防力の基準」の改正を行うとともに、市町村が新基準に基づき消防力の計画的な整備を促進するよう指導し、かつ所要の財政措置を講ずる等その具体化に努められるよう要望する。

なお、最近事故が続発している石油コンビナート地帯の消防防災体制を確立するため、一般市町村のほか、事業所等を含めた総合的な消防力のあり方について検討し、すみやかに必要な対策を講ずるとともに、その他の残された問題についても引き続き検討されるようあわせて要望する。

(参 考)

「 消防力の基準 」調査研究会報告

(昭和 50 年 2 月 15 日)

「 消防力の基準 」調査研究会

昭和 50 年 2 月 15 日

消防庁長官

佐々木 喜久治 殿

「消防力の基準」調査研究会

会長 森岡 敏

「消防力の基準」調査研究会報告

現行の「消防力の基準」は、昭和 36 年に制定され、以来昭和 46 年の一部改正を経て現在に至っているが、この間における地域経済社会の著しい変ぼう、特に人口及び産業の都市集中の激化に伴う高層建築物、地下街等の増加や高圧ガス、液化石油ガス等危険物の累積、技術革新の進展に伴う新しい消防技術、消防用資機材の開発、消防の常備化、広域化の進展等、その制定の基礎となった社会経済条件にも大きな変化がみられる。

このような消防をめぐる環境の変化に対応して近代的な消防の充実強化を促進していくためには、消防力整備の基本となる「消防力の基準」の見直しを行い、実態に即した「消防力の基準」を樹立する必要がある。

本研究会は、昭和 49 年 4 月に設置され、以来現行基準の問題点の究明とその改善策について、関係機関の意見等も十分参酌しつつ検討を重ねてきたところであるが、当面措置すべき事項として、次のような結論が得られたので報告する。

なお、残された問題については、引き続き検討を行う必要があると考える。

1. 目的の拡大

現行の「消防力の基準」（以下「現行基準」という。）は、市町村

が行う火災の予防、警戒及び鎮圧に必要な施設及び人員について定めることを目的としているが、救急業務についても施設及び人員の基準を新たに定める等「消防力の基準」を市町村の消防力の総合的な基準とすべきである。

2 構造率による区分の廃止

消防署所及び消防ポンプ自動車等の消防施設の数は、防火性能を有する建築物の割合（構造率）によって差異を設けることとされているが、最近におけるバラック造建築物の減少と防火性能を有する建築物の増加等に対応して構造率の区分を廃止すべきである。

3 消防ポンプ自動車の配置基準の改正

(1) 署所に配置すべき消防ポンプ自動車の数は、近隣の署所からは配置された消防ポンプ自動車の2分の1が出動するものとして算定することとされているが、近隣の署所からも全車が出動しているという実態に鑑み、近隣の署所に配置された消防ポンプ自動車の全部が出動することとしてその台数を算出すべきである。なお、変更するのは署所が管理する消防ポンプ自動車の台数に限るものとし、消防団の管理する消防ポンプ自動車の数は変更しないこととすべきである。

(2) 人口30万をこえる市街地において消防署の管轄区域が他の消防署の管轄区域に囲まれることとなる場合には、隣接する署所に配置された消防ポンプ自動車の2分の1が出動するものとして減ずることができる台数を算出しているが、これについても上記(1)の改正に対応して所要の改正を行うべきである。

なお、減ずることができるのは署所が管轄する消防ポンプ自動車に限ることとすべきである。

(3) 現行基準では、建築物火災を火元建物の独立火災の段階で鎮圧し、隣棟への延焼を阻止することを目標とし、必要な動力消防ポンプの数を算出することとしているが、延焼危険の少ない耐火建築物で構

成されているビル街等の地域については、動力消防ポンプの数を実情に応じ減じたものを配置基準とすること、また、ブラック造りの建築物が多い場合、建築物の密集度が高い場合、その他延焼の危険性の大きい地域については、動力消防ポンプの数を実情に応じ増加させたものを配置基準とすることができるようすべきである。

4. 特殊車輛等の配置基準の改正

- (1) はしご自動車は、半径 1.5 km の範囲内に高さ 1.5 m 以上の建築物がおおむね 10 棟以上ある場合に 1 台を配置することとされているが、人命救助に対するはしご自動車の有効性を考慮し、上記基準に適合しない場合であっても、当該市町村の区域内に高さ 1.5 m 以上の建築物がおおむね 10 棟以上ある場合、又は百貨店、ホテル、旅館、劇場、映画館、病院等不特定数の者が集る建築物で高さ 1.5 m 以上のものがおおむね 5 棟以上ある場合においては、実情に応じはしご自動車 1 台を配置するようすべきである。
- (2) 水域に接した市街地の火災を鎮圧するため配置する消防艇の数は、水域に接した市街地で消防艇が接岸できる水路の延長によって算出されることとされているが、陸上から消防ポンプ自動車によって火災を鎮圧することが可能な市街地については、当該市街地に接する水路の延長分を消防艇の数の算出の基礎となる水路の延長に算入しないこととすべきである。

5. 動力消防ポンプの操作員数の是正

- (1) 動力消防ポンプの操作員の数は、1 台につき消防ポンプ自動車が 7 人、手引動力ポンプが 7 人、小型動力ポンプが 5 人と定められている。このうち消防ポンプ自動車については、携帯無線等を装備した場合 5 人とすることができることとなっているが、最近における携帯無線やホースカーの普及等消防機器装備の性能が向上したこと、また、実際上も大部分の消防ポンプ自動車が 5 人以下の人員で操作されており、火災の鎮圧にも成果をあげていること等を勘案し、そ

の操作員の数を5人とすることとし、手引動力ポンプ及び小型動力ポンプについても、それぞれ5人及び4人に改めるべきである。

- (2) はしご自動車、化学消防車、救急車、排煙車、林野火災工作車、救助工作車、防災工作車等の特殊車の操作員の数は、現行基準においては定められていないが、これらのうち、はしご自動車、化学消防車及び救急車については、その普及及び操作の定着の実態並びにこれらの車輌の有効活用の推進等を考慮し、新たに操作員の数を定めることとし、はしご自動車5人、化学消防車5人、救急車3人とすべきである。

6. 人員の充実

- (1) 消防本部及び署所に配置する警防、救急要員等の総数は、配置された消防ポンプ自動車や救急車等の車輌を操作するために必要な数の操作員、通信・望楼員及び司令長等（以下「操作員等」という。）が常時配置されることとなるようこれらの者の数と勤務の体制を基礎として算出することとされているが、これらの操作員等のほか必要な数の週休、年休及び教育訓練を受ける者の数を含めて警防、救急要員等の総数を算出することを明確にすべきである。
- (2) 予防要員の数は、「予防要員等」として「 $1.3P + 0.0012P^2$ 」（Pは人口を1万で除して得た数）という式により庶務等の要員と一緒に算出することとされているが、最近における危険物、防火対象物の増加及び予防査察業務の重要性の増大等に対処し円滑な予防業務の執行を確保する必要性から、予防要員の数を庶務等の要員と切り離し単独で算出することとし、あわせ上記の式を「 $1.4P$ 」に改め、増強を図るべきである。

なお、庶務等の要員数については、基準を設けないこととすべきである。

7. 消防団員数の規定方法の改善

- (1) 消防団における警防要員の総数は、配置された動力消防ポンプを

操作するために必要な操作員の数とされ、対象を火災の警戒、鎮圧にしぼって所要人員を算出することとされているが、風水害、地震等の自然災害発生時において消防団の活動に対する国民の期待とその役割の重要性に鑑み、消防団における警防要員の総数は、これらの自然災害にも対処できる団員数を確保するよう規定を改めるべきである。

- (2) 消防団の本部及び分団に配置する警防要員以外の団員数について、現行基準では業務別に具体的な数が規定されているが、これを地域の実態や消防団の内部組織の実情に応じ弾力的に配置することができるよう規定を改めるべきである。

8. 救急、救助の基準の新設

- (1) 救急隊の配置基準については、「救急業務実施基準」で人口10万ごとに1隊とされているが、救急隊の配置の実態及び最近における救急出動件数の増加等に鑑み、人口5万ごとに1隊とし、人口15万をこえる場合には7万を増すごとに1隊を加算することすべきである。
- (2) 最近における救助業務の重要性に鑑み、高層建築物火災、交通事故、労働火災、水難事故、危険物災害等人命救助を必要とする災害や事故等が多発する地域については、必要に応じ救助隊を配置することとすべきである。

9. 防災資機材の備蓄に対する都道府県の役割

石油コンビナート火災、林野火災は広域的にしかも大きな被害をもたらす性格のものであることに鑑み、これらの災害に総合的かつ広域的に対処するため、都道府県は市町村における防災資機材の備蓄の実態を考慮し、必要に応じ防災資機材を備蓄することができることとすべきである。

「消防力の基準」調査研究会委員等名簿

昭 5 0 2 1 5 現在 (順不同)

委員等	氏名	現職
会長	森岡 敏	消防庁次長
委員	横山房郎	消防庁総務課長
"	辻誠二	" 消防課長
"	永瀬章	" 予防課長
"	藤江弘一	" 防災課長
"	矢筈野義郎	" 安全救急課長
"	橋房夫	" 消防研究第一研究部長
"	清水功	消防大学校教頭
参与	今津博	東京消防庁予防部長
"	上川澄	日本消防協会事務局長
"	河野勝彦	全国消防長会事務局長
"	伊達忠吉	愛知県消防防災課長
"	中田泰義	都道府県消防主管課長連絡協議会会長 神奈川県防災消防課長
幹事	小山貞	消防庁総務課理事官
"	磐城博司	" 消防課課長補佐
"	田中基介	" 予防課課長補佐
"	小川徳治	" 防災課課長補佐
"	富永栄一	" 安全救急課課長補佐
"	細野義純	" 消防研究所第一研究部情報処理研究室長
"	江橋恒男	消防大学校教授
専門調査員	内田恭平	佐倉市外2町消防組合佐倉消防署長

専門調査員	大 竹 恭 二	名古屋市消防局総務課長
"	柏 谷 甲子藏	入間市消防長
"	小 山 茂	川崎市消防局企画課長
"	菅 原 五 男	甲府地区広域行政事務組合総務課長
"	杉 村 喜久男	大阪市消防局警備計画課長
"	直 井 好 和	東京消防庁企画課長
"	中 田 巍	兵庫県消防防災課副課長
"	藤 田 高 幸	神戸市消防局査察課長
"	藤 森 孝之助	京都市消防局企画室主幹
"	村 上 昌 美	熊本県防災消防課課長補佐
"	山 口 孫 吉	逗子市消防本部次長
"	湯 浅 一	千葉市消防局総務課長